

特別養護老人ホーム「まつかぜの郷」ご利用者の定期受診等について

新型コロナウイルス感染予防につき「緊急事態宣言」は解除されましたが、直ちに「まん延防止等重点措置」が発出され、介護施設ご利用者に関する感染予防における実態としては、従前と変わりなく、まだまだ緊張の糸を緩める状況にはありません。

つきましては、改めて、ご利用者が定期受診等をやむを得ず外出する場合における当施設の方針（改訂版）を兵庫県の指針と合わせて下記に明示しますので、内容を確認いただき、当該方針を遵守ください。

ご利用者とご家族の出会いの機会は、「対面面会」により設定しております。まだまだ満足のいく機会でないことは十分承知しておりますが、社会情勢を鑑みご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 兵庫県の指針

- ① 利用者のリスクの高い場所への行動（外出・外泊）の自粛
- ② 利用者の不要不急の外出・感染拡大地域への移動の自粛
- ③ コロナ発生につき、その要因を遡れるよう対策すること

2. 「まつかぜの郷」の新型コロナウイルス感染予防対策方針

- ① 定期受診等で外出がやむを得ない場合、外出していただきます。
- ② 定期受診等で外出した時の次のような副次的行動は禁止とします。
 - 1) 不特定多数の者と接触する可能性のある行為（例：店舗等での外食）
 - 2) 自宅に戻って、時間を費やす行為（お二人での食事等含む）
 - 3) その他感染リスクが高い場所への立ち入り
- ③ 外出から施設に戻るまで2時間以上費やした場合、戻られた時に外出時の行動内容を記載していただきます（保健所等の方針を受けて）。

非常に窮屈な取り決めではありますが、高齢者施設でのコロナ陽性者発生は、外部からの持ち込み以外ありませんので、その危険性を極力0%に近づけるための施策とご理解ください。

また、万が一、上記の方針 2.②のどれかに該当する行為があった場合は感染予防のため、2週間後のPCR検査等で陰性が確認された後での施設入館となります。

令和3年6月25日

特別養護老人ホーム「まつかぜの郷」
統括管理者 宮武昭彦